

2007. 8

Law Office YODOYABASHI

No.8



阿波おどり

〒541-0041

大阪府中央区北浜4丁目1番21号

住友生命淀屋橋ビル6階

淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936

E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp

役に立つ法律情報

第7回「日本版SOX法」

日本版SOX法について

1. 2006年6月、証券取引法の一部改正法とその整備法（金融商品取引法）が成立し、今後順次施行されていきますが、この「証券取引法の一部改正法と金融商品取引法」がいわゆる『日本版SOX法』と呼ばれています。

この『日本版SOX法』では、上場企業およびその連結子会社を対象として、内部統制報告書の提出及び監査を求めていますので、その内容を少しご紹介しましょう。

2. この法律が『日本版SOX法』と呼ばれるのは、もともとアメリカにSOX法(Sarbanes-Oxley Act法)があり、日本法はこれをモデルとして制定していますので、『日本版SOX法』と呼ばれています。

3. 米国SOX法は、エンロン事件をきっかけに、危機感を覚えたアメリカが、その再発を防ぐべく、株式市場の信頼回復を図るために法制化を急ぎ、①コーポレートガバナンスの強化、②投資家への正確な財務情報の提供、③会計監査制度の改革の3点を主要な柱として定められています。

4. 『日本版SOX法』では、金融商品取引法は、投資家保護を目的として次の2点を重要な柱として位置づけています。

① これまで縦割り行政のもと、銀行、証券、保険などに分断されていた金融商品や金融サービスの販売に関する規制に横断的なルールを設ける

② 四半期開示の義務づけ、公開買付制度（TOB）や大量保有報告制度の見直しといった企業情報の開示制度の充実を図る。

そして、具体的には、四半期開示を義務づけ、公開買付制度（TOB）や大量保有報告制度の見直しといった企業情報の開示制度の充実を図ることとしており、この点については、企業情報の開示の充実の一貫として、アメリカのSOX法を手本として、新たに企業の内部統制の監査に関する制度が導入されました。

この新たに導入された内部統制の監査に関する制度が俗に「日本版SOX法（J-SOX法）」と呼ばれているものです。

5. 外部監査を求める日本版SOX法

金融商品取引法の制定によって、上場企業に適用されることとなった「内部統制の監査に関する制度」とは、次のようなものです。

上場企業の経営者に対して、自分たちが構築した内部統制が有効に運用されているか、機能しているかをまず自分たちで評価するように求めています。

そして、経営者は内部統制を評価した結果を「内部統制報告書」にまとめなければなりません。

次に、会社からは独立した外部の監査法人または公認会計士といった、「外部監査人」が経営者の内部統制の評価が適切に行われているかについて監査し、「内部統制監査報告書」の形で監査結果の意見を表明します。

最後に、経営者は、外部監査人の監査意見のついた内部統制報告書を毎年1度提出する有価証券報告書と合わせて内閣総理大臣に宛てて提出することによって、投資家に開示することが求められています。

投資家は、外部監査人の意見のついた内部統制の評価報告書を読むことで、自分の投資した会社やこれから投資しようとする会社の内部統制がきちんとしているかを判断することができるようになるというわけです。

6. 日本版SOX法が求めている目的は、次の4点です。

- ・財務報告の信頼性を確保する
- ・事業活動にかかわる法令などを守る(コンプライアンス)
- ・業務の有効性や効率性を高める
- ・資産の保全

7. この目的を達成するために、日本版SOX法は内部統制の構成要素として、次の点を要請しています。

- ・統制環境
- ・情報と伝達
- ・リスクの評価と対応
- ・モニタリング（監視活動）
- ・統制活動
- ・IT（情報技術）への対応





法律事務所からのアドバイス

第7回 離婚時年金分割制度



「2007年4月以降に離婚をすれば、妻は夫の年金の半額を受け取ることができる。」このようにお聞きになられた方が多いのではないのでしょうか。

これは、2006年に国民年金保険法等の一部を改正する法律が成立し、同改正法において「離婚時年金分割制度」が導入され、同改正法が、2007年4月1日に施行されたことによります。

しかし、この考えには誤解が多く、当然に年金の半額を受け取ることができるわけではありません。

そこで、この制度について、少し詳しくご説明したいと思います。

1. 離婚時年金分割制度とは

離婚時年金分割制度とは、離婚時に厚生年金、共済年金について、婚姻期間中等の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

この制度は、被扶養者の3号分割（その内容は後述します）部分を除き、平成19年4月1日から施行されています。

また、被扶養者の3号分割についても平成20年4月1日からの施行が予定されています。

2. 対象となる年金

離婚時年金分割制度で分割の対象となるのは、婚姻期間中の厚生年金等の公的年金部分のみで、基礎年金である国民年金部分、厚生年金部分の確定拠出年金や確定給付企業年金等は分割の対象となりません。

従いまして、夫婦とも、国民年金のみに加入していたという場合、年金分割を行うことはできません。

反対に、夫婦いずれかが厚生年金等の公的年金に加入したことがあれば、年金分割を行うことができます。

また、夫の年金のみではなく、妻の年金も分割の対象となりますので、夫婦双方とも婚姻期間中に公的年金に加入しておれば、双方の年金とも分割することも可能ですし、いずれか一方の年金だけを分割することも可能です。

3. 分割するとはどういうことか

公的年金において、給付される年金は、定額部分と報酬に比例して支給される部分とに分かれますが、分割の対象となるのは、年金そのものではなく、報酬に比例する部分の保険料納付記録です。

婚姻期間中のこの報酬比例部分の算定基準となる標準報酬総額（保険料納付記録）を分割することによって、各人の年金額算定の基準となる金額が変わることになります。

現在または将来受給する年金そのものを分割するわけではありませんので、相手方が年金を受給していても、自分自身の年金受給年齢に達していなければ、年金は受給できませんし、相手方が途中で死亡しても自分の年金額は変わりません。

4. 年金分割請求手続の流れ

(1) 情報提供の請求及び情報の提供

社会保険事務所に「年金分割のための情報提供請求書」及び年金手帳や戸籍謄本等の必要書類を提出し、「年金分割のための情報通知書」を受領します。

(2) 当事者間での話し合い

年金分割の請求を行う場合には、按分割合について当事者間で合意又は裁判手続により定めている必要がありますので、当事者間で話し合いを行い、合意が成立すれば、公証人が作成した公正証書又は公証人の認証を受けた私署証書によって、合意した按分割合等を明らかにします。

(3) 当事者間で合意ができないとき

年金分割の按分割合について当事者間で合意できない場合には、家庭裁判所への家事審判申立、家事調停申立又は人事訴訟手続によって按分割合を定めることができます。

この各種申立を行う場合には、上記(1)の「年金分割のための情報通知書」が必要となります。

(4) 年金分割請求

(3)の当事者間での話し合いで合意が成立し公正証書が作成された場合や、(4)の裁判所の手続きにおいて調停が成立し若しくは審判や判決が確定した後に、社会保険事務所に保険料納付記録の分割請求（標準報酬改定請求）を行う必要があります。

この請求には期限（原則として離婚等をした日の翌日から起算して2年）がありますので、ご注意下さい。

5. 3号分割

3号分割は、離婚当事者が第2号被保険者（厚生年金の被保険者、共済組合の組合員等）の被扶養配偶者（第3号被保険者）であった期間（特定期間）がある場合に、前項の合意などがなくても、被扶養配偶者が社会保険庁長官等に対し、請求することにより、他方配偶者の特定期間の保険料納付記録については、2分の1を被扶養配偶者に分割することができるという制度です。

この3号分割は、平成20年4月1日以降の離婚にのみ適用されますし、3号分割の対象となるのは、平成20年4月1日以後の第3号被保険者期間のみですので、平成20年3月31日より前の第3号被保険者期間における保険料納付記録は当然には分割することはできず、前記4の(2)又は(3)の分割手続を取る必要があります。

以上、年金分割の概要をご説明させていただきましたが、年金分割をしても、妻には期待するほどの多額の年金は支給されません。ある試算によれば、40年連れ添った夫婦でも年金分割で妻がもらえる額は、月額5万円程度とされています。結婚して20年くらいで離婚したら、その半分程度となります。

具体的には予め社会保険庁若しくは社会保険事務所でよく相談して下さい。

突撃! 新人インタビュー!!

今年から淀屋橋法律事務所の一員となった井川慶子弁護士に、先輩の今井弁護士がインタビューしました。



- ・事務所に入って半年になりますが、仕事は慣れましたか？
まだまだ、慣れません。毎回、新しい発見がありますので、興味を持って仕事にあたっています。
- ・淀屋橋法律事務所についての感想を一言。
よく飲む、よく食べる、よく仕事する、よくゴルフするということろです。先生達は、会派の活動にも熱心で、よくそんなに時間あるなあっていつも感心しています。
- ・休みの日は何をしていますか。
最近、専ら家で寝まくってますね。そろそろ、またゴルフスクールに通おうかと考えています。
- ・では、アピールポイントを3つお願いします。

① バタフライが出来る。 ② 割り勘の計算が得意。 ③ 全国児童絵画展で入選したことがある。



- ・今、一番楽しいことって何ですか。
同期との飲み会と、囲碁を教えてもらうことです。
- ・今、一番気になることは何ですか。
どうすれば仕事をスムーズにこなすことが出来るかという点です。
- ・では最後に、これからの抱負をどうぞ。
仕事を人並み以上にできるようになることが目標です。

ありがとうございました。私も仕事で追い越されないように頑張りま〜す。(今井佐和子)

残暑お見舞い申し上げます

暑さことのほか厳しい折柄、皆様のご健康をお祈り申し上げます

平成19年 8 月

淀屋橋法律事務所

弁護士 山本 寅之助
弁護士 山本 彼一郎
弁護士 出口 みどり
弁護士 井上 敏志
弁護士 山口 崇

弁護士 芝 康司
弁護士 泉 薫
弁護士 奥田 直之
弁護士 今井 佐和子
弁護士 西川 暢春

弁護士 藤井 勲
弁護士 阿部 清司
弁護士 安田 正俊
弁護士 西野 航
弁護士 井川 慶子

事務局一同

表紙の写真

軽快な囃のリズムにからむ黄色い掛け声。見事な手捌き足捌き。有名連のひとつ、蜂須賀連の男女のおどりです。(芝)